

天明7年における大坂周辺村落の年貢徴収の実態について

～摂津国住吉郡中喜連村の実例から～

豆谷 浩之

要旨 本研究ノートでは、幕府領であった摂津国住吉郡中喜連村南組の天明7年（1787）の史料をもとに、村内での年貢徴収と納入の実態について検討する。中喜連村では「御年貢免割帳」「御年貢銀方帳」という2種の帳簿を作成し、名義人個々の年貢割り当てを管理していた。この年の同村の年貢納入は米納と銀納とで賦課されていたが、実際に各人から徴収された米は個々の割り当てに対して過不足があり、全体をみると集められた米は割り当てに満たない量であった。個々の過不足分は最終的に銀納分で精算する方法が採られており、全体として不足する米は相当する額の銀が徴収された。その際の「米代」の算出基準は、大坂市場の米相場を反映したものと考えられる。この点から、不足分の米は大坂市場から米商人等を通じて購入して納める形での「買納」が行われていたことがうかがわれる。このように年貢徴収の実態を具体的に明らかにすることで、年貢買納制と大坂米穀市場との関係に関する先行研究の成果をより豊かにできるものとする。

はじめに

筆者は、平成22年1月から「喜連の古文書を読む会」で古文書講読の指導にあたっている。同会は、現在は大阪市平野区に含まれている旧・喜連村の歴史や文化について様々な企画・運営を行っている「喜連村史の会」（白川義俊代表）の活動の一環で、地元に関連する古文書を住民の手で読み解き、住民自らの手で地域の歴史を明らかにしてゆくことを目的に立ち上げられたものである。

解読するテキストとしては、江戸時代に中喜連村の庄屋を務めた旧家である佐々木家に伝来し、現在は関西大学図書館に所蔵されている「摂州住吉郡中喜連村佐々木家文書」を用いている。これまでに取り組んできた史料は、大和川付け替え関係や綿作関係など多岐にわたるが、本稿ではその中で扱った年貢等に係る史料を通じて、18世紀後半における年貢徴収の具体的なあり方について考えたい。

なお、原史料は縦書きであるが、本稿では本文中に繰り返し数値を記載する関係で横書きとした。また、数値として扱う際には、煩雑さを避けるために「二石二斗二升二合」を「2.222石」、「三貫三百三十三匁三分三厘」の場合は「3333.33匁」のように米高は石、銀高は匁単位で表記している。

1. 中喜連村の概況

まず、対象とする中喜連村について概要を見ておくことにする。

中喜連村は、河内木綿の集散地として知られる平野郷町の南に位置している。近世初期までは「喜連村」として一つの村落であったものが、元和6年（1620）に東・中・西の三カ村に分かれたと伝わる（註1）。近世初期にはすべて高台院領であったが、寛永元年（1624）に幕府領となった。宝永元

年(1704)には東喜連・西喜連村が旗本領となり、正徳3年(1713)以後は、転封等により領主は変わりながらも、基本的に下総・古河藩領として幕末に至る。一方、中喜連村は近世を通じて幕府領であった(『平野区誌』)。(註2)一時的に京都代官の支配に入った時期があるが、おおむね近世を通じて大坂代官の支配のもとにあった。

このように正徳3年以後は、支配の上では分断されることとなったが、東・中・西喜連村は地域的一体性を保持しており、「喜連三カ村」として共通する課題に対応することもしばしばであった。

中喜連村の村高は、延宝7年(1679)に実施された検地により676石2斗5升と定められ、幕末までこれが基準となった。ただし、郷蔵や井路敷となった土地は除地とされ、とりわけ井路に関しては時期によって面積に変動が見られる。宝永元年(1704)の大和川付け替え以後、旧来の水脈を失った喜連村周辺では用水の確保が重要な課題であり、井路(用水路)の新設や改修などが頻繁に行われたものと推測できる。

村内の耕作地は田方と畑方がほぼ半半ずつという状況であった。さらに綿作が盛んであった同地では、畑方ばかりでなく、田方においても綿の作付が広範に行われていた。天明7年(1787)の村明細帳(「桑津村文書」大阪大学文学部保管)によれば、中喜連村における綿作率は田方、畑方ともに7割であるという(註3)。周辺の状況を見ると、西喜連村では享保15年(1730)時点で、田方の53.2%、畑方の98.3%、耕作地全体では71.5%が綿作であった(註4)。また、寛政3年(1791)の平野郷町では、田方の55.9%、畑方の88.7%、耕作地全体では68.3%で綿作が行われていたという(註5)。これらと比較すると、耕作地全体の約7割で綿作が行われていたという点では共通するが、田方・畑方それぞれの割合に差が見られる。中喜連村において田方と畑方の綿作率がほぼ同じという点には多少の違和感を感じるが、現状ではこれが実態と認識しておくこととしたい。

2. 天明7年における年貢割付と徴収

本稿では、天明7年(1787)の史料を用いて、村内における年貢徴収の具体的なあり方についてみることにする。この年を取り上げるのは、直接的な契機は「喜連の古文書を読む会」で同年の史料を取り扱ったことであるが、さらに言えば、年貢関係の史料、特に本稿で中心的に分析する「年貢免割帳」と「年貢銀方帳」が揃っており、かつ関連資料も比較的良好に残っているという点が重要である。これらを合わせて検討することにより、年貢徴収の全体像が浮かび上がってくるからである。

まず、同年の年貢の全般的な状況を、年貢免定から見ておくことにする。なお、この時期の中喜連村は京都代官の支配下にあり、免定は同役を勤めた小堀数馬から下付されている。

「 未年免定

一高六百七拾六石式斗五升 住吉郡中喜連村

内

三石五斗式升四合 郷蔵敷井路敷

残高六百七拾式石七斗式升六合 毛付

此訳

高三百貳拾壺石九斗壺升壺合 田方
此取貳百七拾七石三升五合 免八ツ六分六毛内
高三百五拾石八斗壺升五合 畑方
此取百貳拾貳石壺升三合 免三ツ四分七厘八毛
取メ三百九拾九石四升八合

内

拾三石五斗 正大豆納
貳拾六石四斗 拾分一大豆銀納
百三拾三石壺升八合 三分一銀納
貳百貳拾六石壺斗三升 米納

外

米四斗六合 御伝馬宿入用
米壺石三斗五升三合 六尺給米
銀百壺匁四分四厘 御蔵前入用

右之通庄屋年寄惣百姓出作之者迄立会
披見之上無高下被免割来ル極月五日
以前急度可皆済者也

天明未年十一月 小堀数馬（黒印）

庄屋
年寄
百姓中」

村高676.25石から郷蔵・井路用地となった3.524石が差し引かれ、年貢負荷の対象となるのは「毛付」672.726石である。これに対して負担すべき年貢は「取」399.48石である。田方に対する86%余という高い負荷率が目を引くが、これは綿の作付率が高いという実態を反映したものであろう。納入の内訳は、米納が226.13、銀納が「拾分一大豆銀納」と「三分一銀納」を合わせた159.418石（相当分）、正大豆納が13.5石と定められた（註6）。これに加えて、幕府領独自の負荷として、三役と呼ばれる伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用が割り当てられている。前の二者が米納、蔵前入用は銀納とされている。

中喜連村では、村内を南北2組に分けて年貢徴収等を行っており、佐々木家は南組に属していた。以下では、「佐々木家文書」に残る中喜連村南組の「年貢免割帳」（以下、「免割帳」とする）と「年貢銀方帳」（以下、「銀方帳」とする）をもとに、その実態を見てゆくことにする。「免割帳」は徴収

すべき米の明細を、「銀方帳」は銀の明細を、それぞれ名義人別に書き上げたものである。「佐々木家文書」では安永7年(1778)のものが最も古く、その後は欠けている年もあるが、弘化5年(1848)分の免割帳までが現存する。史料の性質から考えれば、さらに古い時期から作成されていた可能性もあるが、現状では確認できない。

天明7年分の史料は、いずれも表紙に「天明七年十二月」の記載がある。年貢免定により同年の納入期限は12月5日と定められていた。また、各人からの年貢米・銀の納入状況を記した「未御年貢米銀庭帳」(以下、「庭帳」とする)によれば、9月から徴収が始められており、一部年明けに繰り越した銀納分を除いて基本的に12月までに取り集めていることがわかる。以上から、「年貢免割帳」と「年貢銀方帳」は、ともに最終的な集約状況をまとめた帳簿と考えることができる。

まず、中喜連村全体の中で南組が占めている割合を確認しておきたい。天明7年の「免割帳」の冒頭部分には、次のように記されている。

「 目録

一古高四百九石四斗八升

内式石四斗三升五合 吉左衛門より
治兵衛え入

メテ四百七石四升五合

入地式斗九升四合 登和より
小左衛門え入

メ四百七石三斗三升九合

(以下の【】内は貼り紙による訂正前)

【内式石壺斗式升六合 井路引

メ四百五石式斗壺升三合

此取式百四拾石三斗六升四合

免五ツ九分三厘壺毛八】

(以下は、貼り紙による訂正後)

出地壺石六斗四升 義助より嘉助え入

メ四百五石六斗九升九合

内式石壺斗式升六合 井路引

メ四百三石五斗七升三合

」

1行目に「古高」とあるのは、延宝検地で定められた村高と考えられる。村高676.25石に対して409.48石であるから、南組が村内において占める割合は約60%となる。その後に吉左衛門から北組の治兵衛へ2.435石分が移り、北組の登和から小左衛門へ0.294石分が編入されたため、この時点での南組の高が407.339石となった(註7)。次に井路敷として除地となった2.126石を差引いた405.213石を

もとに本年貢240.364石とされるが、その上に貼り紙を付して義助から北組・嘉助への転出分を書き加えている。その結果、訂正後の南組分の高は403.573石となる。訂正後の本年貢は記されていないが「免五ツ九分三厘壹毛八」(59.318%)で算出すると、239.391石余となる。ただし、この帳簿の内容を検討すると、貼り紙は帳簿が完成した後に付されたものと考えられ、訂正前の240.364石という数値が全体を通じて有効である。

「免割帳」では、続けて以下のように南組での負担内訳が記されている。

「 納訳

八石壹斗三升貳合 正大豆納

拾五石九斗五合 大豆銀納

メ廿四石三升七合

高石ニ壺升壹合

四石四斗八升壹合

役米

納石ニ三升

四石壺斗壺升壹合

欠米掛り

米方メ百四拾五石六斗壺升三合

内九拾壺石納

引方五十四石六斗壺升三合

取米石ニ三升

一七石貳斗壺升壹合 口米

」

記載内容を順に見てゆきたい。

冒頭の「正大豆納」は「大豆銀納」とともに実際には銀で徴収されている。この点は後述する。

「役米」は年貢以外に賦課された雑税の米納分で、銀納分は「役銀」として「銀方帳」に見える。免定には記載されていない。「高石ニ壺升壹合」と記されているように、高1石につき1.1%の割合で負担が定められている。前掲の「目録」部分で、貼り紙を付す直前に記された407.339石に対する1.1%が4.481石であることから、これを基準として割りかけられたものと考えられる。この場合、訂正後の繰入分のみならず、井路引の差引分も勘案されていないことになる。

「欠米」は米を輸送する際などに目減りする分を見込んで集めておくもので、後に見る個別の記載部分では「差米」と表示されている。「納石ニ三升」とあるように、納米1石に対して3%と定められている。運送中の欠損に対する予備という意味合いであるから、高に対してではなく実際の納米を基準としている。米納分の合計(「米方メ」)145.613石から「役米」と「欠米」を差し引くと137.021石となり、これが中喜連村南組分として納めるべき本年貢の米納分＝「納石」である。これに3%を掛けると、確かに「欠米」の量に一致する。

続けて、実際に村内で徴収した量が「内九拾壺石納」＝91石と記されている。次行の「引方」は「米

方メ」と「納」の差分、すなわち不足分ということになる。さらに末尾には、代官所経費として別に割りかけられている「口米」が記載されている。免定には石高で表示され、「免割帳」にも記載されているが、後述するように実際は銀納である。

次に「銀方帳」の冒頭部分を見ることにする。

「 目録

直段七十七匁四分五厘六毛
 一匁メ八百六拾壹匁八分壹厘 拾分一
 直段七十六匁八分壹厘九毛
 一六メ百五拾四匁八分 三分一
 直段八十匁八分壹厘九毛
 一五百九拾目 口米
 高石ニ匁分九厘七毛
 一七拾九匁八分九厘 伝馬
 蔵前
 上納銀百匁ニ七分
 一六拾目八分壹厘 銀役
 直段八拾八匁
 一四メ八百五匁九分四厘 米代
 メ拾三メ五百五拾三匁貳分七厘 」

この部分は、中喜連村南組の年貢関係で徴収すべき銀の全体である。各項目の横に、「直段」が書き添えられている点が目につく。これらは代官所から指定された換算基準である。免定では米高で記載され、実際には銀で納入する部分について適用される。ただし、「米代」の個所については、指定された基準ではなく、より現実的な市場価格に基づくものと考えられる。この点は後述する。

「伝馬」「蔵前」については、高1石あたり0.197匁の比率で賦課額が算出されている。免定では、伝馬宿入用は米高で、蔵前入用は銀高で表示されていたが、ここでは合算して銀高で記載されていることが特徴である。伝馬宿入用については米を購入する代金を徴収した可能性もあるが、この後でみる「米代」とは別になっている点が疑問である。この事情については現状では判然としない。また、六尺給については触れるところがない。人別の記載部分では、「銀方帳」の対応する個所に「二役」と表記され、六尺給は「免割帳」に記載されており、銀納・米納で区別されている。

銀役に関しては、前述の通り雑税の銀納分である。上納銀に対して「百匁ニ七分」=0.7%とされている。「十分一」「三分一」「口米」「伝馬・蔵前」の合計が8686.5匁で、その0.7%に相当する。

両者の関係を理解しやすくするために、作成したのが表1である。このうち斜体で表記した数値は村高全体に対する南組の比率や、記載された換算基準から算出したものである。

表1

免定	中喜連村全体	南組分※	免割帳(南組)	銀方帳(南組)	米換算※※
	399.048 石		240.364 石		
正大豆納	13.5 石	8.132 石	正大豆納	8.132 石	
拾分一大豆銀納	26.4 石	15.902 石	大豆銀納	15.905 石	
			(小計)	24.037 石	拾分一 1861.81 匁 24.037 石
三分一銀納	133.018 石	80.121 石			三分一 6154.82 匁 80.121 石
米納※※※	226.13 石	136.208 石		137.021 石	
御伝馬宿入用	0.406 石	0.245 石			
六尺給米	1.353 石	0.815 石			
御蔵前入用	101.44 匁	61.10 匁			
					伝馬・蔵前 79.89 匁
					銀役 60.81 匁
			役米	4.481 石	
			欠米	4.111 石	
			米方	145.613 石	
			納	91 石	
			引方	54.613 石	米代 4805.94 匁 54.613 石
			口米	7.211 石	口米 590 匁 7.211 石
					(計) 13553.27 匁

※ 南組分の本年貢を240.364石として、村全体に対する比率をもとに計算した数値

※※ 「銀方帳」の記載に基づき、「拾分一」=77.456匁/石、「三分一」=76.819匁/石、「米代」=88匁/石、「口米」=81.819匁/石 で計算

※※※ 「南組分」と「免割帳」の数値は本来一致するはずであるが、計算上の誤差によるものか合致しない

まずこの表で指摘できるのは、「銀方帳」に記された「拾分一」の銀高は、「免割帳」の「大豆銀納」の相当額ではなく「正大豆納」を合わせた額であるという点である。つまり、「正大豆」で納入が指示された分についても、村内では銀で徴収しているということになる（註8）。

次に「口米」については、「銀方帳」の銀高が「免割帳」の米高に一致している。「免割帳」で米の集計（「米方」から「引方」の部分）の後に記載されていることから見ても、これは銀で徴収され、納入されたと考えてよいだろう。

さらに、「銀方帳」の「米代」が「免割帳」の「引方」に一致している点に注目しておきたい。先に「引方」は納めるべき米高に対する不足分であると考えた。その分は別途調達して納入する以外に方法はない。すなわち「米代」とは村外から米を購入して納入にあてた、「買納」のための銀高と考えることができる（註9）。この時の中喜連村が、どこから不足分の米を調達したのかは関連する史料を見出せていないが、大坂近郊に所在するという立地を考えれば、大坂の米市場から直接、または米商人を介して購入した可能性が高いであろう。

天明6年から7年にかけては、全国的な不作の影響を受けて大坂市場の米価が乱高下したことが知られている。天明7年を見ると、収穫前でもっとも米が払底する6月には肥後米181匁から187匁、筑前米167匁から174匁という高値で取引されていた。12月時点では、やや落ち着きを取り戻して、肥後米1石が銀80匁前後、筑前米1石が77匁前後の相場となっている（註10）。

「銀方帳」の「米代」の価格が1石あたり88匁という、他の項目と比べて飛びぬけて高い設定となっているのは、米価が高騰する状況下であるにもかかわらず、是が非でも米を調達せざるを得ないこと

を反映したと考えられよう。米価は日々推移しており予測も難しかったと推測されるが、予期しない値動きにも対応できるように、村での徴収は高めの額を設定していたということではないだろうか。

最終的に、南組で徴収した年貢等は、米91石、銀13553.27匁（表1の太字部分）であった。

3. 個別の年貢徴収について

前項では中喜連村南組全体での状況を見たが、ここではさらに、個別の名義人からどのような形で徴収が行われたかを検討し、その特徴を考えることとしたい。

「免割帳」「銀方帳」には、1丁1名義人という形で、個々に対する負担の明細が記されている。まずはその記載内容と方法について、「喜左衛門」を例に見ておきたい（丸数字は筆者補足）。

【免割帳】

「 喜左衛門

一 高八石六斗五升壺合 (①)

内 七升 井路成引

ノ八石五斗八升壺合 (②)

取五石九升 (③)

内

五斗九合 拾分一 (④)

壺石六斗九升七合 三分一 (⑤)

式石八斗八升四合 米成 (⑥)

壺升七合 六尺給 (⑦)

八升七合 差米 (⑧)

九升五合 役米 (⑨)

米三石八升三合 (⑩)

内三石五斗 納 (⑪)

ノ四斗壺升七合 過 (⑫)

一 壺斗五升二合 口米 (⑬) 」

持ち高①から井路成の徐地分を引いたもの②が年貢を負担すべき高で、これに対する年貢が③である。その内訳は④・⑤・⑥となる。このうち④・⑤は銀納分であり、⑥「米成」が米納分である。⑦・⑧・⑨も米納分で、⑧の「差米」は前述した「欠米」と同義である。以上、⑥から⑨を合計した⑩が、名義人（喜左衛門）の負担すべき米ということになる。

このうち実際に徴収された米は⑪である。本例の場合、収めるべき米（⑩）が3.083石であるのに対して、実際に収めた米（⑪）は3.5石であるから0.417石の超過が生じており、その差分⑫は「過」として表示される。逆に、別の個所で割り当てに満たない場合は「不足」と表示されている。

末尾に口米⑬が書き添えられているが、前項ですでに指摘したように、実際には米ではなく銀で徴収されている。

次に各自の負担銀の明細書・清算書に当たるのが「銀方帳」である。同じく「喜左衛門」の記載内容は以下のようにになっている（アルファベットは筆者追記）。

【銀方帳】

「 喜左衛門
 一 三拾九匁四分二厘 拾分一 (A)
 一 百三拾匁三分六厘 三分一 (B)
 一 拾式匁五分式厘 口米 (C)
 一 壹匁七分式厘 二役 (D)
 小以百八十四匁三分 (E)
 一 壹匁三分九厘 銀役 (F)
 〆百八拾五匁三分式厘 (G)
 内三拾六匁七分 米過代 (H)
 〆百四拾八匁六分式厘 (I) 」

まず年貢のうち銀納分のA・Bが記載され、次に口米Cが書き上げられる。Dの「二役」の内容は、前項で触れたとおり「伝馬宿入用」と「蔵前入用」の2種である。ここまでの小計（「小以」）がEとして示される。免定に記載された内容ということで、一旦集計したものであろう。次に免定には記されない銀役Fが記載される。

以上の合計がGである。そこから米で収めた分（「免割帳」の⑭）を銀に換算した額Hを差し引きして清算する。その際の換算基準は、本史料の冒頭部分に記載された「米代」88匁である。本例の場合は、本来の割り当てよりも米を余分に納めているので「米過代」と表示される。超過分の銀高が差し引かれて、最終的な負担額Iが算出されている。納めた米が割り当てに満たない場合は、「米代」と表示されて銀に換算した不足額が記される。米をまったく納めていない場合には、全額が「米代」として加算されることになる。

以上の記載の全体を一覧表にしたものが表2である（註11）。この表から南組内での年貢徴収の特徴について考えてみたい。

表を見てまず気づくのは、「納」欄が0になっている場合があるという点である。すなわち米での納入がないということで、全48件中21件が該当する。多くは持ち高1石未満の小規模経営や寺社地などである。

その中では「多次郎・徳五郎」の支配地が突出して大きい。「多次郎・徳五郎」は南組庄屋の佐々木家であり、年貢を徴収する当事者であるため記載されていない可能性がある。先にも触れた「庭帳」には、各人から徴収した91石以外に「多次郎米」として11石と38.5石が書き上げられている。「免割帳」

表 2

年貢免割帳(単位:石)

名義人	高	引高	(差引高)	取	十分一	三分一	米成	六尺給	差米	役米	(米計)
弁高	0.344	0.07	0.274	0.163	0.016	0.053	0.094	0.001	0.003	0.004	0.102
惣右衛門	0.176	0	0.176	0.104	0.01	0.033	0.061	0.001	0.002	0.002	0.066
喜左衛門	8.651	0.07	8.581	5.09	0.509	1.697	2.884	0.017	0.087	0.095	3.083
文右衛門	0.191	0	0.191	0.113	0.011	0.038	0.064	0.001	0.002	0.002	0.069
東村屋敷	0.084	0	0.084	0.05	0.005	0.017	0.028	0	0.001	0.001	0.03
又右衛門	1.836	0	1.836	1.089	0.109	0.363	0.617	0.004	0.019	0.02	0.66
寄地 支配人元右衛門	4.026	0.095	3.931	2.332	0.233	0.777	1.322	0.008	0.04	0.044	1.414
与右衛門	6.792	0.075	6.717	3.985	0.399	1.328	2.258	0.013	0.068	0.075	2.414
元右衛門	11.652	0.27	11.382	6.752	0.675	2.251	3.826	0.023	0.115	0.128	4.092
五郎兵衛	2.401	0	2.401	1.424	0.142	0.475	0.807	0.005	0.024	0.026	0.862
九郎兵衛	3.357	0	3.357	1.991	0.199	0.664	1.128	0.007	0.034	0.037	1.206
久兵衛	9.588	0.018	9.57	5.677	0.568	1.892	3.217	0.019	0.097	0.105	3.438
小左衛門	10.13	0.08	10.05	5.962	0.596	1.987	3.379	0.02	0.102	0.111	3.612
吉右衛門	4.562	0	4.562	2.706	0.271	0.902	1.533	0.009	0.046	0.05	1.638
いさ	12.145	0.07	12.075	7.163	0.716	2.388	4.059	0.024	0.122	0.134	4.339
源兵衛	10.119	0.065	10.054	5.964	0.596	1.988	3.38	0.021	0.102	0.111	3.614
幸助	3.139	0	3.139	1.862	0.186	0.621	1.055	0.006	0.032	0.035	1.128
仁左衛門	1.16	0	1.16	0.688	0.069	0.229	0.39	0.002	0.012	0.013	0.417
入用地	0.49	0	0.49	0.291	0.029	0.097	0.165	0.001	0.005	0.005	0.176
法性寺	1.36	0	1.36	0.807	0.081	0.269	0.457	0.003	0.014	0.015	0.489
伊勢田	1.28	0	1.28	0.759	0.076	0.253	0.43	0.003	0.013	0.014	0.46
教西寺	4.827	0.055	4.772	2.831	0.283	0.944	1.604	0.01	0.048	0.053	1.715
儀助	1.64	0	1.64	0.973	0.097	0.324	0.551	0.003	0.017	0.018	0.589
喜助	0.39	0	0.39	0.231	0.023	0.077	0.131	0.001	0.004	0.004	0.14
新兵衛	0.159	0	0.159	0.094	0.009	0.031	0.054	0	0.003	0.002	0.059
多治郎・徳五郎	99.643	0.465	99.178	58.829	5.883	19.61	33.336	0.198	1.006	1.096	35.636
儀助	25.618	0	25.618	15.197	1.52	5.066	8.611	0.051	0.26	0.282	9.204
助左衛門	23.098	0.15	22.948	13.613	1.361	4.538	7.714	0.046	0.233	0.254	8.247
利兵衛	25.173	0.12	25.053	14.861	1.486	4.954	8.421	0.05	0.254	0.277	9.002
吉左衛門	14.613	2.535	12.078	7.165	0.717	2.388	4.06	0.024	0.123	0.133	4.34
五右衛門	9.605	0.05	9.555	5.668	0.567	1.889	3.212	0.019	0.097	0.106	3.434
五兵衛	27.663	0.2	27.463	16.291	1.629	5.43	9.232	0.055	0.279	0.304	9.87
清兵衛	19.708	-1.149	20.857	12.372	1.237	4.124	7.011	0.042	0.212	0.229	7.494
義兵衛	12.399	2.3	10.099	5.991	0.599	1.997	3.395	0.022	0.103	0.111	3.631
儀左衛門	20.537	0.035	20.502	12.162	1.216	4.054	6.892	0.041	0.208	0.226	7.367
専念寺	0.241	0	0.241	0.143	0.014	0.048	0.081	0.001	0.002	0.003	0.087
忠兵衛	0.733	0	0.733	0.435	0.044	0.145	0.246	0.001	0.007	0.008	0.262
吉野田 支配人清兵衛	0.415	0	0.415	0.246	0.025	0.082	0.139	0.001	0.004	0.005	0.149
地蔵田 支配人作兵衛	0.79	0	0.79	0.469	0.047	0.156	0.266	0.002	0.008	0.009	0.285
村屋敷	0.053	0	0.053	0.031	0.003	0.01	0.019	0	0.001	0.001	0.021
市右衛門	7.608	0	7.608	4.513	0.451	1.504	2.558	0.015	0.077	0.084	2.734
藤蔵	3.909	0.04	3.869	2.295	0.23	0.765	1.3	0.008	0.039	0.043	1.39
七兵衛	0.962	0	0.962	0.571	0.057	0.19	0.324	0.002	0.01	0.012	0.348
源七	0.575	0	0.575	0.341	0.034	0.114	0.193	0.001	0.006	0.006	0.206
作左衛門	2.45	0	2.45	1.453	0.145	0.484	0.824	0.005	0.025	0.027	0.881
弥三右衛門	6.095	0	6.095	3.616	0.362	1.205	2.049	0.012	0.062	0.068	2.191
川村地	0.56	0.04	0.52	0.308	0.031	0.103	0.174	0.001	0.005	0.006	0.186
九右衛門	6.43	0	6.43	3.814	0.381	1.271	2.162	0.013	0.065	0.071	2.311
あさ	1.49	0	1.49	0.884	0.088	0.295	0.501	0.003	0.015	0.016	0.535
(集計値)	410.867		405.213	240.369	24.035	80.12	136.214	0.815	4.113	4.481	145.623
(集約部分の記載値)				240.364					4.111	4.481	145.613

年貢銀方帳(単位:匁)

納	(過不足)	口米	十分一	三分一	口米	二役	(小計)	銀役	米代	(米代/米相場)	(合計)
0	▲ 0.102	0.005	1.24	4.07	0.41	0.05	5.77	0.04	8.98	0.102	14.79
0	▲ 0.066	0.003	0.77	2.54	0.25	0.04	3.6	0.03	5.81	0.066	9.44
3.5	0.417	0.153	39.43	130.36	12.52	1.72	184.03	1.29	▲ 36.70	▲ 0.417	148.62
0	▲ 0.069	0.003	0.85	2.92	0.25	0.04	4.06	0.03	5.07	0.058	9.16
0	▲ 0.030	0.002	0.39	1.31	0.16	0.02	1.88	0.01	2.64	0.030	4.53
0.5	▲ 0.160	0.033	8.44	27.89	2.7	0.37	39.4	0.27	14.08	0.160	53.75
0	▲ 1.414	0.07	18.05	59.69	5.73	0.79	84.26	0.59	124.41	1.414	209.26
2.5	0.086	0.12	30.91	102.02	9.82	1.37	144.12	1.01	▲ 7.57	▲ 0.086	137.56
2	▲ 2.092	0.203	52.29	172.92	16.61	2.25	244.07	1.71	184.11	2.092	429.89
0.5	▲ 0.362	0.043	11	36.49	3.52	0.48	51.49	0.36	31.86	0.362	83.71
1	▲ 0.206	0.06	15.41	51.01	4.91	0.67	72	0.5	18.13	0.206	90.63
3	▲ 0.438	0.17	44	145.34	13.91	1.88	205.13	1.44	38.54	0.438	245.11
3.5	▲ 0.112	0.179	46.17	152.64	14.65	1.98	215.44	1.51	9.86	0.112	226.81
1.5	▲ 0.138	0.081	20.99	69.29	6.63	0.91	97.82	0.68	12.14	0.138	110.64
2	▲ 2.339	0.215	55.46	183.45	17.59	2.38	258.88	1.81	205.83	2.339	466.52
2.5	▲ 1.114	0.179	46.17	152.72	14.65	2.04	215.58	1.51	98.03	1.114	315.12
1	▲ 0.128	0.056	14.41	47.71	4.58	0.62	67.32	0.46	11.26	0.128	79.04
0.5	0.083	0.021	5.34	17.59	1.72	0.23	24.88	0.17	▲ 7.30	▲ 0.083	17.75
0	▲ 0.176	0.009	2.25	7.45	0.74	0.1	10.54	0.42	15.49	0.176	26.45
0	▲ 0.489	0.024	6.27	20.66	1.96	0.27	29.16	0.2	43.03	0.489	72.39
0	▲ 0.460	0.023	5.89	19.44	1.88	0.26	27.47	0.19	40.48	0.460	68.14
1	▲ 0.715	0.085	21.92	72.52	6.95	0.94	102.33	0.71	62.92	0.715	165.96
1	0.411	0.029	7.51	24.89	2.37	0.13	34.9	0.25	▲ 36.17	▲ 0.411	-1.02
0	▲ 0.140	0.007	1.78	5.92	0.57	0.08	8.35	0.06	12.32	0.140	20.73
0	▲ 0.059	0.003	0.7	2.38	0.25	0.03	3.36	0.02	5.19	0.059	8.57
0	▲ 35.636	1.765	455.7	1506.44	144.41	19.53	2126.08	14.88	3135.97	35.636	5276.93
8.5	▲ 0.704	0.456	117.74	389.17	37.31	5.05	549.27	3.84	61.95	0.704	615.06
8	▲ 0.247	0.408	105.42	348.61	33.38	4.52	491.93	3.44	21.74	0.247	517.11
9	▲ 0.002	0.446	115.11	380.57	36.49	4.94	537.11	3.76	0.18	0.002	541.05
4	▲ 0.340	0.215	55.54	183.46	17.59	2.38	258.97	1.81	29.92	0.340	290.7
3	▲ 0.434	0.17	43.92	145.11	13.91	1.88	204.82	1.43	38.19	0.434	244.44
9	▲ 0.870	0.489	126.18	417.13	40.01	5.41	588.73	4.12	76.56	0.870	669.41
7.5	0.006	0.371	95.82	316.18	30.36	4.11	446.47	3.12	▲ 0.53	▲ 0.006	449.06
3.5	▲ 0.131	0.18	46.4	153.41	14.73	1.99	216.53	1.51	11.53	0.131	229.57
7.5	0.133	0.365	94.19	311.43	29.86	4.04	439.52	3.07	▲ 11.70	▲ 0.133	430.89
0	▲ 0.087	0.004	1.08	3.69	0.33	0.05	5.15	0.04	7.66	0.087	12.85
0	▲ 0.262	0.013	3.41	11.14	1.06	0.15	15.76	0.11	23.06	0.262	38.93
0	▲ 0.149	0.007	1.94	6.3	0.57	0.08	8.89	0.06	13.11	0.149	22.06
0	▲ 0.285	0.014	3.64	11.75	1.15	0.16	16.7	0.12	25.08	0.285	41.9
0	▲ 0.021	0.001	0.23	0.77	0.08	0.01	1.09	0.01	1.85	0.021	2.95
2.5	▲ 0.234	0.135	34.93	115.54	11.05	1.5	163.02	1.13	20.59	0.234	184.74
1	▲ 0.390	0.067	17.82	58.77	5.65	0.77	83.01	0.58	34.32	0.390	117.91
0	▲ 0.348	0.017	4.41	14.6	1.39	0.19	20.59	0.14	30.62	0.348	51.35
0	▲ 0.206	0.01	2.63	8.76	0.82	0.11	12.32	0.09	18.13	0.206	30.54
0.5	▲ 0.381	0.044	11.23	37.18	3.6	0.49	52.5	0.37	33.53	0.381	86.4
1	▲ 1.191	0.108	28.04	92.57	8.84	1.2	130.65	0.91	104.81	1.191	236.37
0	▲ 0.186	0.009	2.4	7.91	0.74	0.11	11.16	0.08	16.37	0.186	27.61
0	▲ 2.311	0.114	29.51	97.64	9.33	1.26	137.74	0.96	203.37	2.311	342.07
0	▲ 0.535	0.027	6.82	22.66	2.21	0.3	31.99	0.26	47.08	0.535	79.33
91	▲ 54.623	7.211	1861.75	6154.01	590.2	79.88	8685.84	61.11	4805.83	54.612	13552.78
91		7.211	1861.81	6154.82	590	79.89		60.81	4805.94		13553.27

で「多次郎・徳五郎」から差し出すべき米は35.636石となっているので、差し引き13.864石を余分に供出していることになる。ただし、「銀方帳」の方には「免割帳」と整合する形で供出する銀3135.97匁が記載されており、帳簿上は現米を出す代わりに相当額の銀を負担したことになる。上記の「多治郎米」が、実際に収穫した米を納めたのか、市場等から購入した米を充てたのかは、この史料の限りでは判別できない。

このほか「九右衛門」を見ると、持ち高6.095石と村内では中規模の経営であるにも関わらず、米の供出を行っていない。個々の経営実態についてはさらに詳細な検討が必要となるが、ここでは経営規模と米の供出とが必ずしも連動したものではないという点だけを指摘しておく。

一方、「納」に記載のある支配地を見ると、原則として0.5石単位になっていることがわかる。先に見た「喜左衛門」のように超過して納入している場合もあれば、割り当て量に達していない場合も少なくない。また、必ずしも割当の直近の量を納めているわけでもない。実際に納める量の決め方にもどのようなルールがあったかは定かではないが、この表を見る限りでは、個々の経営や収穫実績を勘案し、一定の枠組みの中で都合のいい量を収めていた可能性もある。

表2のうち「免割帳」の「(過不足)」欄は、「(米計)」から「納」を差し引いた不足分の米高で、銀で賄われるべきものである。これは、「銀方帳」の「米代」に対応している。この欄の数値を米相場(88匁)で割り戻すと「(米代/米相場)」の数値となって、この対応関係が明瞭である。前述のごとく、個々の銀負担は年貢のうち銀納分と銀役、および米代を合計したものとなるが、割り当て量を超過して米を供出している場合には、銀の部分で超過相当分を差し引いて清算する形となって、「(合計)」に示した実際の負担銀高が導かれる。

こうして、支配地ごとに負担すべきは、「免割帳」の「納」(米で納入)と、「銀方帳」の「(合計)」(銀で納入)ということになっている。

最後に、実際の米・銀の徴収方法について見ておきたい。

天明7年「庭帳」によれば、91石分の米の徴収は9月10日付けで行われている。すべて同じ日付で記載されているので、村または組で定めた共通の収穫日を基準に設定されたものと考えられる。この米高は「免割帳」とも合致しているが、前述のごとく「庭帳」には、この他に11石と38.5石が「多次郎米」として書き上げられ、合計140.5石が米での納入となっている。

上納は、9月19日に30.5石、11月20日に60石、12月5日に50石の3回に分けて行われた。このうち初回の9月19日分には内訳の記載があり、0.5石「北組借」、19石「小前調」11石「此方納」とある。納入日から近く組内の集約が不十分であったのか、北組から一時的に借用したようで、後にこの分は南組・義助の納入分から弁済したと記される。19石分は名義人から徴収した分で、残る11石分は庄屋・多次郎からの負担である。「多次郎米」のうち11石の部分がこれに該当するのであろう。

注目すべきは、3回の上納日の項に、すべて「江戸」と書かれている点である。中喜連村で徴収した年貢米は、大坂と京・二条城の幕府蔵に搬入するのが通例であった。この年が特例であったかどうかは、別に検討する必要があるが、全国的に飢饉にみまわれた天明7年という事情を考えれば、このときに限り江戸直送が命じられた可能性もあるだろう。

一方、銀の徴収については、9月6日、10月18日、11月晦日にまとまった納入があるので、組内で期日が設定されていたものと推察される。12月初旬にも断続的に納入があり、12月28日に最後の納入のピークがある。その後も年をまたいで断片的に未納分の納入が見られる。

上納の経過を見ると、9月11日に1140匁、10月28日に1670匁、11月11日に1130匁、12月11日に1950匁、明けて天明8年正月26日に1000匁、2月29日に169匁、4月23日に1025.24匁と分割して納められている。納入合計は8084.24匁となる。

おわりに

以上、天明7年の中喜連村南組の史料をもとに、年貢徴収の実態について見てきた。その結果、組内で確保できる部分については米納を主体としながら、不足する部分については銀で徴収し、組全体として調整を図っていた実態が明らかになった。また、不足分の米の価格が大坂市場の米相場を念頭に置いたものと考えられることから、大坂市場等からの「買納」が行われていたことが推察できた。

対象とした天明7年は、前述したように前年からの全国的な不作を受けて米価が高騰するという年であった。その意味で特殊な状況下という点は注意が必要であろう。また、ここでは中喜連村南組という極めて個別具体的な事例を取り上げた。当然ながら地域ごと、村ごとにそれぞれの事情に適した方法が採られていた可能性が高く、本例をどれだけ普遍化できるかという点については慎重であらねばならない。しかしながら、綿作の比率が高いという特徴は、中喜連村に限らず、周辺地域に広く見られた傾向である。さらに、国内最大の米穀流通拠点である大坂に近接しているという点も重要であろう。同じ状況下にある村落であれば、多少の違いはあれ、同様の対応を採っていたことが想定できるのであり、まったく特殊な事例であると考えてしまうのは適切ではないだろう。

貢租制度の研究は、幕藩制の根幹でありこれまでに数多くの研究が積み重ねられている。しかしながら、その中であって本稿でも取り上げた「年貢買納制」については、かつて本城正徳氏が指摘した「辞典や市史類あるいは本来のテーマとの関連での断片的な記述にとどまる」（註12）という状況から、必ずしも大きく進展していないのではなかろうか。筆者はその分野に関してはまったくの門外漢であり、特段の見識を持つものではないが、当該する課題について在地レベルでの個別具体的な事例の洗い出しが増えれば増えるほど、研究の深化に役立つことは間違いのないところであろう。その意味で、ここで紹介した事例が少しでも意味のあるものになれば幸いである。

最後になりましたが、史料閲覧にあたりご配慮をいただいた関西大学図書館、および史料に出会うきっかけをいただいた「喜連村史の会」の方々に、記して感謝申し上げます。

（註1）『大阪府の地名』Ⅰ（平凡社、1986年）

（註2）『平野区誌』。なお『大阪府の地名』では、東喜連村と中喜連村が藩領となったと記述されるが、この点は誤りである。「佐々木家文書」の目録を見ても、中喜連村の年貢免定は一貫して幕府の代官から発給されている。

（註3）今井美紀「天明年間摂津綿作地帯の村況—一現大阪市南部二十三ヶ村の村明細帳をもとにして—」（大阪大学文学部『待兼山論叢』第8号史学編、1974）による。

(註4) 『新修大阪市史』第3巻4章6節

(註5) 『新修大阪市史』第4巻2章4節

(註6) 中喜連村においては、正大豆納は常に指定されたものではなく、他の年の免定では見られない場合もある。全ての年について検証したわけではないが、むしろ稀な事例であった可能性が高い。

(註7) ここに記された土地の増減は南北両組の間の関係であり、中喜連村全体としては村高の変動はない。

(註8) 「正大豆納」とされた分について、実際に納入する際には大豆の現物で納めたはずである。今回見た史料の限りでは判然としないが、村内では銀で徴収している点から見て、大豆を購入して納めていた可能性が高いと言えよう。「佐々木家文書」には、寛政4年(1792)分の年貢納入のため、大坂市場において豊後産の大豆を買い付けた時の史料がある。この問題については、まだ十分な検討ができていないため、今後の課題としたい。

(註9) 買納制は、本来は不作等の不測の事由による年貢の不足分を幕府蔵米等から買い入れて補う制度であるが、米の収量が年貢割り当てに満たない畑作地域で、不足分を購入して納める場合もあった。特に大坂周辺の村落では、大坂米市場との関係が指摘されている。この点については『新修大阪市史』や本城正徳氏の一連の研究を参照した。

(註10) 『大阪編年史』26巻「米價一覧」より

(註11) この表では、個別に入力した数値と史料冒頭に記された総括の数値が合致しない箇所がある。たとえば、「文右衛門」の部分は、「免割帳」の「(過不足)」欄と「銀方帳」の「米代」の数値が一致しない。各項目の数値は原史料のままに入力したものであるため、史料の段階で齟齬が生じていることになる。この点を含めて、引き続き史料を精査することによって精度を上げる必要があるが、本稿で課題としている年貢徴収方法やその特徴という観点では大きな支障はないと理解している。

(註12) 本城正徳「年貢買納制と米穀市場」(『日本史研究』350号、1991年)

A Case of "Nengu" Tax Collection at Suburban Village of Osaka Around 18th Century - Actual Case of Kire Village in Sumiyosi County of Settsu Province in 1787

MAMETANI Hiroyuki

In this research note, I will examine the actual condition of collecting and delivering the sacrifice in Naka-Kire village, which was the Shogunate territory, based on the historical material of the Tenmei 7th year (1787). In this village, they prepared two kinds of books for managing the annual assignment of each holder. The annual salary delivery of this village was imposed by the rice and the money, but the rice collected from each person actually had an excess or deficiency with respect to the individual assignment, and the collected rice was less than allocation. The individual excess / deficiency eventually adopted a method to settle with the money payment amount, and for the rice that is short as a whole, the corresponding amount of money was collected. In that case, the calculation standard of "rice price" is considered to reflect the rice price of the Osaka market. From this point it can be seen that the shortage of rice was supplemented by buying in the Osaka market. It is expected that this research note will enrich the research on collection of annual contributions.